



# 参 考 1

平成5年3月4日

建設大臣届出団体の長 あて

建設生産システム合理化推進協議会

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの  
適正な手順等について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係についても、双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

また、平成4年3月、建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが、重要な事業の一つとして位置付けられているところであります。

当協議会では、平成4年度検討テーマの一つとして「契約締結の適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、今般、総合工事業者と専門工事業者との間における契約締結に至るまでの適正な手順等について、別添のとおり、指針として申合せを行いました。

今後協議会では、本申合せに基づき、鋭意、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めてまいり所存でございます。

つきましては、貴団体におかれましても、本申合せの趣旨にご理解を頂き、周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具